

# 化学物質リスクアセスメント指針(平成18年3月策定)普及のための これまでの取り組み

資料 4-7

## 国による普及徹底

- 指針紹介パンフレットの作成と厚生労働省HP等からの普及
- 監督署・労働局から事業場への指導  
(労働局独自の普及リーフレットの作成等)

## 化学物質管理支援事業(注)による普及徹底

(注)中央労働災害防止協会への委託事業

### ◇ 実績

1. 化学物質管理者研修(注) ……5,819人(平成18年度～ 全国計60回)
2. モデル事業場指導(注) ……96事業場(平成20年、平成21年)
3. 相談窓口 ……計 1,795件(平成18年～ )

(注)化学物質管理者研修とモデル事業場指導は、21年度で事業終了

### ◇ アンケート調査の結果(対象:化学物質管理者研修に参加した事業場のうちの500事業場)

1. リスクアセスメントを実施している割合は、全事業場で35%(中小規模事業場30%)であるが、今後実施する予定まで含めると、78%(中小規模事業場73%)
2. 今後も実施する予定がない事業場が、全事業場で22%、中小規模事業場で27%と、4分の1程度
3. 導入している手法
  - 国のリスク指針(以下「リスクアセスメント指針」)……69%(うちJISHA[中災防]方式12%)
  - 自社独自方式……19%
  - コントロールバンディング……4%
4. リスクアセスメント実施上の課題として、事業場規模にかかわらず、「人材がいない又は不足」が最も多く、次いで「実施する時間がない」、「リスクアセスメントに基づく措置決定時の判断基準がよく分からない」等が挙げられている。

### 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

※厚生労働省では、労働安全衛生法第23条の2第2項の規定に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を策定し、公表している。

この指針は、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進するため、労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置が適切かつ有効に実施されるよう、基本的な考え方や実施事項について定めたものです。



厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署